

東北地方防災エキスパート（港湾・空港） 登録規約

第1 目 的

この登録規約は、「東北地方防災エキスパート（港湾・空港）制度要綱」（平成20年2月14日施行）（以下「要綱」という。）の第3項の規定に基づき、東北地方防災エキスパート（港湾・空港）（以下これを「防災エキスパート」という。）について、登録に関する必要な事項を定める。

第2 防災エキスパート事務局

- (1) 防災エキスパート事務局（以下これを「事務局」という）は、港湾空港部に設置する本部と各港湾（・空港整備）事務所に設置する支部とで構成する。
- (2) 防災エキスパートの登録業務は事務局本部で行う。
- (3) 事務局本部は、東北地方整備局港湾空港部港湾空港防災・危機管理課内に置く。

第3 防災エキスパートの登録及び抹消

- (1) 防災エキスパートの要件を満たした者で防災エキスパートに登録しようとする者は、「東北地方防災エキスパート（港湾・空港）登録申請書」（様式-1）に必要な事項を記入のうえ事務局支部に申請する。また、自己の都合により登録内容を変更する場合は「東北地方防災エキスパート（港湾・空港）登録変更申請書」（別紙-4）により申請する。
- (2) 事務局支部は登録申請を受理した者に、「東北地方防災エキスパート（港湾・空港）登録通知証（別紙-2）及び「東北地方防災エキスパート（港湾・空港）登録証明証」（様式-3）を交付する。
- (3) 事務局支部は、防災エキスパートに登録した方について、防災エキスパートの要件に照らし、活動が困難又は不相当と判断される事由が判明した場合は、速やかにその登録を抹消し、可能な限りその旨を本人に通知する。

第4 その他

その他この規約の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この規約は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年7月 8日から施行する。

